

平成28年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(エネルギー関係)

平成27年7月29日

全国知事会

【エネルギー関係】

1 資源エネルギー対策の推進について

(1) エネルギー政策の総合的、計画的推進及び国民的合意の形成

エネルギーが、国民生活や経済活動に欠くことのできない重要な基盤であるとともに、その利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギー政策については、安全・安心の確保を前提とし、総合的なエネルギー安全保障の強化や地球温暖化対策の推進等に留意しながら、国内外における対策を総合的、計画的に推進すること。

特に、電力システム改革については、電力の安全で安定的な供給を大前提として、電力ユーザーの利益に最大限配慮しながら着実に実行すること。

また、エネルギー政策の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国民の理解と合意を得られるよう最大限の努力を払うこと。

(2) 電源立地対策の推進

電源地域の恒久的、広域的、自立的な振興や安全確保を図るため、各省庁が一体となって生活環境や産業基盤の整備、安全対策等を推進すること。

電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可能となるよう制度の改善・拡充を図ること。

特に、原子力発電所の運転終了後の廃炉プロセス完了までの財源や長期停止等に伴う経済停滞に対する財源を確保すること。

(3) 再生可能エネルギーの導入拡大

太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーは地球温暖化対策に加え、エネルギー自給率向上の観点からも重要であることから、国民、事業者、地方公共団体等と緊密に連携しながら、「固定価格買取制度」の適切な運用や、情報開示の徹底、規制緩和等の措置を講じるとともに、事業者及び使用者双方の負担軽減を図るための税財政上の措置の拡充、発電コストの低下や安定供給のための技術開発の積極的な推進等による導入拡大を最大限加速させること。

特に、多くの地域で系統接続量が限界に達しつつあるため、新たな再生可能エネルギー発電所設置の障害となっている現状を重く受け止め速やかな系統連系対策の強化や接続可能量の更なる拡大等を推進すること。

なお、固定価格買取制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。

(4) 再生可能エネルギー等の地産地消の確立

新たなエネルギー政策の具体的な推進に当たっては、真の地域からの成長戦略の展開に向けて、全国各地域への波及効果の高い仕組みづくりに取り組むこととし、まずは各地域に潜在する再生可能エネルギーや未利用エネルギーをその地域で効果的に活用する「再生可能エネルギー等の地産地消」の確立を目指し、地域

の事業者等が安心して再生可能エネルギー等の事業に投資することができる環境を整えるため、規制緩和や必要な法整備を行うなどの支援策を講じること。更には、総合特区制度、構造改革特区制度や地域再生制度を活用した取組に対する積極的支援等の措置を講じること。

(5) 水素エネルギー普及・導入拡大の加速化

「エネルギー基本計画」において、将来の二次エネルギーの中心的役割を担うと位置付けられた水素エネルギーの普及・導入拡大を加速させるため、技術開発・実証研究や規制緩和、インフラの整備等を戦略的に進めること。

(6) 海洋エネルギー開発の推進

新たなエネルギー資源として注目されるメタンハイドレートに関しては、日本海沖や太平洋沖での調査や採取技術の開発を推進するなど、日本周辺海域における海洋エネルギー資源の実用化に向けた取組を一層加速化させること。併せて、資源開発が行われる地元に経済的メリットが還元される仕組みづくりを検討するとともに、地元の技術・人材の活用を促進すること。

また、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向け、海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備等への財源措置を講じること。

(7) エネルギーに係る多様なインフラ整備

災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、地域間連系線等の広域的な電力システムの強化、天然ガスの広域的なパイプライン網の整備、天然ガスの国家備蓄対象化、石油製品の国家備蓄分散化、輸入LNG気化ガス貯蔵での枯渇ガス田の利用等、エネルギーに係る多様なインフラ整備について、法制度の整備を含め、国として主導的な役割を果たし、積極的に取り組むこと。

2 電力需給対策等の推進について

(1) 電力供給力の確保

国民生活の安定向上や経済活動の維持・発展に必要な電力を安定的に確保するため、発電設備の新設、復旧等、電力供給力の十分な確保に向けた対策を講じること。

加えてLNGの安価な調達、シェールガス輸入の早期実現等により、環境にも配慮した電力の低廉な供給を確保すること。

(2) 実効性のある節電対策の実施

節電に対する国民及び事業者の最大限の理解と協力を得るため、地方公共団体と緊密な連携のもと、積極的な啓発活動を行うとともに、節電による国民生活や経済活動への影響に十分配慮し、ネガワット取引、時間帯別料金制等の節電に向けたインセンティブとなる電気料金制度の見直し等、引き続き実効性のある節電対策を講じること。

(3) 省エネルギー対策の推進

エネルギーの効率的な利用が重要な課題であることを踏まえ、省エネルギー機器やエネルギー・マネジメント・システム、コージェネレーション・システムの導入、省エネ性能に優れた建築物の新設や既存建築物の省エネ改修等に対する支援を継続・強化すること。